

引上げ分の地方消費税の使途について

引上げ分の地方消費税収（予算科目：地方消費税交付金）については、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充当することとされていることから、本村では次のとおりとしています。

〔歳入〕

引上げ分の地方消費税交付金 95,134 千円

〔歳出〕

(単位：千円)

(款)	(項)	(目)	決算額	財源内訳		
				特定財源	一般財源	
					引上げ分の地方 消費税交付金	その他
民生費	社会福祉費	母子福祉費	210,766	171,638	29,387	9,741
民生費	社会福祉費	高齢者福祉費	35,883	5,121	23,104	7,658
民生費	社会福祉費	障害者福祉費	212,715	155,938	42,643	14,134